

「令和5年度 AI を活用したスポーツ種目提案等事業企画運営業務」委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和5年度 AI を活用したスポーツ種目提案等事業企画運営業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和5年度 AI を活用したスポーツ種目提案等事業企画運営業務

3 目的

愛媛県では、スポーツの意義や重要性が広く県民に認知され、実践されるようにするため、スポーツ実施率の向上を目指している。

AI を活用し自身の適したスポーツ種目の提案や体力状態の把握と健康意識の啓発を目的とした体力測定を実施することにより「運動する」きっかけを作り、スポーツ実施率向上を目指す。また、提案のあったスポーツ種目に係るスポーツクラブ等を紹介することで、継続的なスポーツ実施へとつなげる。

については、本事業の企画運営等に係る業務を委託する。

4 事業費（委託料）

7,177,555 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

6 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- ・ AI によるスポーツ種目の提案によりスポーツに興味を持たせること及び体力測定の実施により健康意識を啓発することで、習慣的に運動をしない者に対してスポーツを始めるきっかけをつくり、スポーツ実施者の増加につなげる。
- ・ 子どもの頃に個人の特性に適したスポーツを提案することにより、将来を通じてスポーツを続ける意識付けにつなげる。

7 業務内容

「令和5年度 AI を活用したスポーツ種目提案等事業」の実施のほか、実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 「令和5年度 AI を活用したスポーツ種目提案等事業」の企画運営

① 商業施設における DigSports 体験会及び体力測定会

- ・ 実施期間：令和5年7～10月
- ・ 開催場所：県内商業施設等の5会場（東中南予のそれぞれで開催のこと。）
- ・ 対象者：買い物客等（体験会：約50人/日、体力測定：約450人/日）

- ・開催日数：各会場1日間（合計5日）
 - ・DigSports 体験会を開催し、測定者におすすめのスポーツ種目を提案することで、新たにスポーツを始めるきっかけをつくる。
 - ・測定者にスポーツクラブ等を紹介し、実施までをサポートすることで、継続的なスポーツ実施につなげる。
 - ・体力測定会を開催し、健康意識を啓発することで、普段運動をしない人がスポーツを始めるきっかけづくりを行い、スポーツ実施者の増加につなげる。
- ② 幼稚園等における DigSports 体験会
- ・実施期間：令和5年7～10月
 - ・開催場所：県内幼稚園等10か所程度
 - ・対象者：園児等（約30人/日）
 - ・開催日数：各会場1日間（合計10日程度）
 - ・DigSports 体験会を開催し、測定者におすすめのスポーツ種目を提案することで、新たにスポーツを始めるきっかけをつくる。
- ③ 愛媛県武道館における DigSports 体験会
- ・実施期間：令和5年7月～令和6年3月
 - ・開催場所：愛媛県武道館
 - ・対象者：愛媛県武道館の利用者
 - ・DigSports 体験会は、愛媛県武道館の指定管理者が随時実施することとし、機器の調整等について同者と連携を図ること。

(2) 留意事項

- ・より多くの県民が参加するよう会場選定を行い提案すること。
- ・体力測定の内容はスポーツ実施の必要性を認識できるものを提案すること。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

受託者は、業務を第三者に再委託する場合は、再委託の業務内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者を記載した書面を県に提出し、県の許諾を得ること。

10 成果等の帰属及び秘密保持

- (1) 成果等の帰属

本業務で得られた成果、備品等は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

業務の実施にあたっては県と協議を重ねながら実施するものである。